契約条項 P-7769_211027

甲は、「DocuWorks Cloud Connector セットアップサービス（電子サイン対応）」を、以下の条項にもとづき乙に依頼するものとします。

1. 「DocuWorks Cloud Connector セットアップサービス（電子サイン対応）」のサービス内容は次のとおりとします。
   (1) DocuWorks Cloud Connector を利用するユーザーの登録。
   (2) クライアント PC と電子サインサービスの連携環境の設定。ただし、機器の構成は、クライアント PC1 台とする。
   (3) 契約書テンプレートの作成・登録する数量は 3 個までとする。
2. 「DocuWorks Cloud Connector セットアップサービス（電子サイン対応）契約書テンプレート追加オプション」を契約する場合、電子サインサービスで利用する契約書テンプレートを作成し、電子サインサービスに登録します。追加する数量は、注文書に記載のとおりとします。
3. 「DocuWorks Cloud Connector セットアップサービス（電子サイン対応）PC 台数追加オプション」を契約する場合、乙は甲に確認した作業依頼書の内容にもとづき、クライアント PC と電子サインサービスの連携環境を追加するクライアント PC に設定します。追加する数量は、注文書に記載のとおりとします。
4. 甲は、乙が甲の依頼にもとづく第 1 項乃至第 3 項の作業を実施するにあたり、甲が利用する電子サインサービス（Adobe Sign、DocuSign、クラウドサイン）の利用カウントが当該作業において必要な範囲で追加または費消されることを承諾するものとします。
5. 乙が本契約にもとづく業務を完了した場合、甲はすみやかに内容を確認し、受領証等を乙に交付するものとします。
6. 受領証等の交付により、本契約は完了するものとします。
7. 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、本契約の対価（以下「マルチベンダーサービス料金」という）を乙に支払うものとします。
8. 本契約の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、甲から受領した「マルチベンダーサービス料金」を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。
9. 乙が、乙の責によらず本契約にもとづくサービスに着手または完了できなかった場合においても、甲は「マルチベンダーサービス料金」を支払うものとします。

以上